

令和8年度 東京都立大泉特別支援学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめへの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考え。本校は教育活動全体を通して、規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

- (1) 「どの児童・生徒にも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識する。
- (2) 「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつ。
- (3) いじめられている児童・生徒の立場に立った指導を行う。
- (4) 家庭・学校・地域社会などの関係者が役割を果たし、真摯に取り組む。

2 学校及び教職員の責務

本校の教職員は、基本方針にのっとり、在籍する児童・生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめの防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

ア 設置の目的

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、外部関係者等により構成される、いじめ防止等の対策のための組織として設置する。

イ 所掌事項

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・「いじめ」についての共通理解と指導體制の確立・強化
- ・「いじめ」の事例について報告、分析、対策の決定
- ・「いじめアンケート」の調査結果や教育相談の報告の情報交換と課題の整理
- ・「いじめ」等を含めた児童・生徒指導上の諸課題に対する対応策の検討と決定
要配慮・要支援児童・生徒への配慮事項と支援方針決定

ウ 会議

- ・定例会（年3回）
- ・臨時委員会 必要に応じて校長が必要なメンバーを招集して開催

エ 構成員

校長、副校長、主幹教諭、進路指導主任、養護教諭、学校コーディネーター、スクールカウンセラー（必要に応じて、担任、関係職員、学校医、外部専門員を加える）。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

児童・生徒の問題行動に関する情報を共有化し、問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を推進する。

イ 所掌事項

- ・情報、問題意識の共有
- ・共通理解に基づく、同じ方向性をもった児童・生徒の指導・支援
- ・継続的指導・支援の内容検討、実施

ウ 会議

年2回、必要に応じて校長が必要なメンバーを招集して開催

エ 構成員

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、当該児童・生徒担任、学部主任、学年主任、学校コーディネーター、養護教諭、保護者、地域関係機関（学校運営連絡協議委員等）、担任以外の学部・学年の教員（※必要に応じて）により構成する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 教職員のいじめに対する共通理解の徹底
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成
- ウ いじめが生まれないための指導上の注意
- エ 自己有用感や自己肯定感を育む
- オ 児童・生徒自らがいじめについて学び、取り組む姿勢を育む

(2) 早期発見のための取組

- ア 身体的状況を丁寧に確認することにより、児童・生徒の安全状態の確認をする。
- イ アンケート調査（お悩みアンケート）を年3回（6月、11月、2月）実施し、いじめの実態把握を行う。児童・生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ エールウィークを年2回（9月、1月）設定し、児童・生徒の心に寄り添う取組を実施する。
- エ 保護者面談等を通じ、学校生活や家庭生活において、気が付いたことや不安なことを聞き取る。
- エ 相談窓口（学校スクールカウンセラー）の設置とともに、保健室の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備を図る。

(3) 早期対応のための取組

- ア 発見した教職員等からの迅速な管理職への報告と組織的対応
- イ 情報提供した児童・生徒の安全の確保
- ウ 被害にあった児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- エ 教育的配慮のもと、加害児童・生徒への毅然とした態度での指導

- オ いじめを目撃していた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- カ 保護者への支援・助言
- キ 保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ク 警察及び関係機関との相談・連携

(4) 重大事態への対処

- ア 被害にあった児童・生徒の安全の確保
- イ 被害にあった児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ウ 警察及び関係機関との相談・連携
- エ 重大事態発生についての中務学校経営支援センター支所への報告
- オ 緊急保護者会の開催

5 教職員研修計画

東京都教育委員会の服務事故防止や体罰防止に関する取組と併せ、いじめ防止に関する校内研修を年間3回程度実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便り等による情報の発信と提供の依頼
- (2) 保護者会における啓発や連携の依頼
- (3) 連絡帳や面談等の機会を通じて、学校と保護者との連携を深め、些細なことも教職員に相談できる雰囲気づくり
- (4) 被害児童・生徒、加害児童・生徒の指導に関する具体的な助言

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 警察等との日常的な連携
学校いじめ対策委員会や学校サポートチームへの協力を依頼するとともに、セーフティ教室の実施を通じて連携を推進する。
- (2) 地域等との日常的な連携
青少年の育成に関わる地区委員会の会議へ参加し連携を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートを通じて、児童・生徒及び保護者の意識調査や改善への助言を得る。
- (2) いじめ防止対策をより実効的なものにするため、ふれあい月間『学校シート』を活用し、PDCA サイクルによる評価・改善に努める。